

平成24年2月9日

北海道警察本部長

園 田 一 裕 殿

札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 米 屋 佳 史

勸 告 書

札幌弁護士会人権擁護委員会（以下「当委員会」という）は、申立人〇〇〇〇氏からの人権救済申立について調査した結果、貴職に対し、以下のとおり勧告する。

勧告の趣旨

- 1 北海道警察本部琴似留置場の留置担当者が、申立人に対し、ベルト手錠で両手首を前腰部で固定し、併せて捕縄で両肘・両大腿部及び両下腿部を拘束する方法により、平成21年7月5日午後1時40分から同月6日午後1時55分までの間（使用時間24時間15分）、その3時間50分後の同月6日午後5時45分から同月7日午前8時31分までの間（使用時間14時間46分）、それぞれ長時間にわたり身体拘束をしたことは、刑事収容施設及び被収容者等の

処遇に関する法律が、拘束衣の使用について厳格な制限を設けた趣旨を潜脱するものであり、申立人の人身の自由を不当に侵害するものである。

- 2 今後、前記1の方法で被留置者の身体を拘束する場合には、前掲の法の趣旨を尊重して、拘束衣に関する同法の規定を類推適用し、3時間毎に拘束継続の必要性を判断し、最長でも12時間を超える身体拘束を行わず、また使用の必要がなくなったときは直ちにその使用を中止するとともに、身体拘束の開始及び更新時には被留置者の健康状態について医師の意見を聴く運用をされるよう勧告する。

勧告の理由

第1 申立の趣旨

申立人が、琴似留置場において、平成21年6月2日から同年7月7日まで合計5回、保護室に連行され、5、6人で抑えつけられた上、両腕に革手錠をされて縄で全身をエビ反り様に縛られ、その状態で保護室において壁に寄りかかることも排泄のために移動することも禁じられて長時間身体拘束されたのは、人権侵害である。

第2 当委員会の調査の経過概要

- | | | |
|---|-------------|----------------------|
| 1 | 平成21年 9月10日 | 札幌拘置支所にて申立人と面談 |
| 2 | 同年10月27日 | 北海道警察本部留置管理課長に対し文書照会 |
| 3 | 同年11月 6日 | 北海道警察本部留置管理課長からの回答 |
| 4 | 同年12月18日 | 北海道警察本部留置管理課長に対し文書照会 |
| 5 | 平成22年 1月 7日 | 北海道警察本部留置管理課長からの回答 |
| 6 | 平成23年 4月13日 | 北海道警察本部留置管理課長に対し文書照会 |
| 7 | 同年 5月20日 | 北海道警察本部留置管理課長からの回答 |

第3 当委員会の判断

1 認定した事実

(1) 北海道警察本部琴似留置場において、申立人は、同年5月30日午後4時5分から同年7月11日午後8時43分までの間に断続的に合計10回、合計173時間49分、保護室に収容された。

(2) 上記保護室に収容された間、申立人は、次のとおり断続的に合計5回、合計42時間20分、捕縄及びベルト手錠を併用され、身体拘束を受けた。

ア 申立人が保護室の窓を手拳で叩き続け、留置担当官の制止に従わず、自傷のおそれがあったことから、平成21年6月2日午前2時24分から同日午前4時00分まで（使用時間1時間36分）、ベルト手錠により両手を前腰部で固定し、併せて捕縄により両肘・両大腿部を拘束する方法で身体拘束を受けた（以下「本件身体拘束1」という）。

イ 申立人が保護室のトイレの縁に頭部を打ち付け始め、留置担当官の制止に従わず、自傷のおそれがあったことから、同年6月26日午前4時44分から同日午前5時40分まで（使用時間56分）、ベルト手錠で両手を前腰部で固定し、併せて捕縄で両肘・両大腿部・両下腿部を拘束する方法で身体拘束を受けた（以下「本件身体拘束2」という）。

ウ 申立人が保護室の壁・金網等を手拳で叩き続け、留置担当官の制止に従わず、自傷のおそれがあったことから、同年7月2日午後1時28分から同日午後2時15分まで（使用時間47分）、ベルト手錠で両手を前腰部で固定し、併せて捕縄で両肘・両大腿部・両下腿部を拘束する方法で身体拘束を受けた（以下「本件身体拘束3」という）。

エ 申立人が保護室の扉を手拳で叩く、蹴る等の行為を続け、留置担当官の制止に従わず、自傷のおそれがあったことから、同年7月5日午後1時40分から同月6日午後1時55分まで（使用時間24時間15分）、ベル

ト手錠で両手を前腰部で固定し、併せて捕縄で両肘・両大腿部・両下腿部を拘束する方法で身体拘束を受けた（以下「本件身体拘束4」という）。

オ 申立人が保護室の亚克力板を手拳で叩き続け、留置担当官の制止に従わず、自傷のおそれがあったことから、同年7月6日午後5時45分から同月7日午前8時31分まで（使用時間14時間46分）、ベルト手錠で両手を前腰部で固定し、併せて捕縄で両肘・両大腿部・両下腿部を拘束する方法で身体拘束を受けた（以下「本件身体拘束5」という）。

(3) 本件身体拘束4及び5について、拘束期間が長時間に及んだ理由は、次のとおりの事情があったからであった。

ア 本件身体拘束4（使用時間24時間15分）について

拘束開始後、申立人は、保護室内の亚克力板、便器に顔を打ち付ける行為のほか、扉を蹴る行為があり、その都度、同行為を制止して保護室中央に移動させた。意味不明の独り言のほか、急に「やっちゃんから入ってこい」等大声を出していた。申立人の動静については具体的に次のとおりであった。

平成21年7月5日

13:40 戒具使用開始

14:57 保護室内の亚克力板に頭を打ち付け始める

16:16 大便をもらす

16:33 便器に顔を入れる

17:00 小便をもらす

18:02 小便をもらす

19:33 便器の中に顔を入れて打ち付ける

23:15 便器に頭を入れ左右に振って打ち付ける

平成21年7月6日

3:05 「こら、ふざけんなよ おまえら。」等怒鳴る

4:10 「やっちゃんから入ってこい。」等怒鳴る
5:00 部屋の中で転がって、アクリル板にぶつかる
10:33 扉を蹴る
13:36 扉を蹴る
13:55 大便をしたい旨の申し出があり、戒具使用終了

イ 本件身体拘束5（使用時間14時間46分）について

拘束開始後、申立人が保護室の扉を殴打した際に負傷した右手親指を消毒液で消毒した。保護室の扉や壁を蹴る行為、頭を扉に打ち付ける行為は、その都度、注意して移動させたが、その際、「お前ら明日ぶっ殺すからな。」等つぶやいていた。申立人から留置担当者に対する投薬、水の要求には、その都度、対応した。申立人の動静については具体的に次のとおりであった。

平成21年7月6日

17:45 戒具使用開始
21:10 顔にティッシュペーパーがついていたので取ると「シャラップ。」と言う
22:30 両足で壁を何度も蹴る
22:35 小便をもらす
22:45 頭を扉に打ち付ける
「おまえら明日ぶっ殺すからな。」等つぶやく

平成21年7月7日

4:35 ドアを足蹴りする
4:47 ドアを足蹴りする
8:31 戒具使用終了

(4) なお、身体拘束中は、常に留置担当官が対面監視していたが、申立人の健康状態について医師の意見を聴くことはなかった。

- (5) また、申立人が排泄をしたときには、直ちに留置担当官が室内を清掃した。

2 当委員会の調査結果

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）は、「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること」「留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること」のいずれかの行為をするおそれがある場合には、「内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる」と定めている（法213条1項）。
- (2) 前記認定事実によれば、本件身体拘束1ないし5のいずれも、申立人が保護室内において窓や金網などを手拳で叩く、トイレの縁に頭を打ち付けるなどの行為に及び、自傷のおそれがあったため、ベルト手錠と捕縄を使用したものであり、ベルト手錠及び捕縄の使用を開始したことについては、法の定める要件を充たしていたと認めることができる。
- (3) しかしながら、ベルト手錠と捕縄を同時に併用すること自体は直ちに違法とまでは言えないとしても、本件身体拘束2ないし同5は、いずれもベルト手錠で申立人の両手首を前腰部で固定し、併せて捕縄で両肘・両大腿部・両下腿部を拘束するという方法であり、その身体拘束の態様は、両手首・両肘、両大腿部・両下腿部の自由を完全に奪うという点において、拘束衣に匹敵する強度の身体拘束であるというべきである。
- (4) 拘束衣とは「頸部以下の身体を包み、適宜の通気孔を設けた袋状のもので、内部に上腕部、前腕部、大腿部及び下腿部を固定し、保護するための適当な大きさのベルトを備えたもの」を言うところ（法213条8項、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則23条）、拘束衣の使用については、拘束衣が物理的な拘束性が著しく高く、その使用が被収容者の心身に与える影響が大きいことに鑑み、法は、使用期間は原則として3時間とし、特に継続の必要性があると認めるときは3時間ごとに更

新することができる」と定めているが、通じて12時間を超えてはならないという絶対的な制約を設けている（法213条5項）。

また、法は、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、期間中であっても直ちに使用を中止しなければならない（同6項）、さらに、拘束衣を使用する場合及び使用期間を更新する場合には、被留置者の健康状態について医師の意見を聴かなければならないと定められている（同7項）。

- (5) 琴似留置場は、本件各身体拘束のうち、本件身体拘束4については24時間15分もの間、そのわずか3時間50分後に開始された本件身体拘束5については14時間46分もの間、申立人に対し、ベルト手錠で申立人の両手首を前腰部で固定し、さらに両肘・両大腿部・両下腿部を捕縄により拘束したものであるが、申立人が保護室内の亚克力板に頭を打ち付けたり、便器の中に顔を入れて打ち付けたり、壁や扉を蹴る等自傷のおそれが継続していたことが認められるとはいえ、医師の意見を聴かず、12時間を超える長時間の拘束を継続した点で、いずれも拘束衣の使用について厳格な制限を設けた法の趣旨を潜脱するものであり、本件身体拘束4及び同5は、申立人の人身の自由を侵害する違法な身体拘束であると言わざるを得ない。

3 結論

よって、当委員会は、札幌弁護士会人権擁護委員会事件処理準則第10条第3号に基づき、主文のとおり勧告する。

以 上